

# 監査報告書

令和5年5月12日

学校法人たちばな学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

監事

上村幸子 

監事

鈴木くみ 

私たちは、学校法人たちばな学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づき、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査に当たっては、理事会、評議員会及び学校自己評価委員会等の重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、法人の業務及び財産の状況を監査いたしました。

さらに、当該事業年度に係る計算関係書類（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、財産目録、財務諸表に対する注記及び付属明細書）を担当者の説明の下、実地に監査しました。

監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上